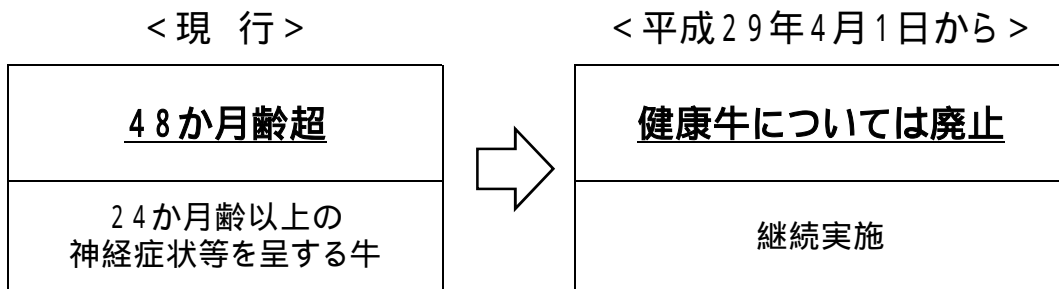


牛海綿状脳症(BSE)検査の対象牛の見直しについて

牛海綿状脳症(BSE)は、平成13年9月に国内で初めてBSE感染牛が確認され、翌10月から全国一斉にBSE検査を開始しました。

国内のBSE検査対策を開始して15年以上が経過し、国内外のリスクが大きく低下したこと及び内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価の結果(平成28年8月)を踏まえ、厚生労働省では、平成29年2月13日付けで、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令等を公布し、健康牛のBSE検査を廃止することとしました。

【見直し内容】



本県においても、改正省令の施行に伴い、と畜場における健康牛のBSE検査を廃止いたします。

なお、飼料規制、特定危険部位の分別管理、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(牛トレサ法)による牛の個体識別管理など、今後も関係機関との連携を図り、食肉の安全性確保に努めます。

(お問い合わせ先)

福祉保健部衛生薬務課
食品衛生・動物愛護担当
電話 055(223)1489(内線 3457)